岐阜市立小学校及び中学校通学区域審議会 《 議 事 録 要 旨 》

日	時	平成 27 年 2 月 16 日 (月) 午前 9 時 30 分~午前 11 時								
場	所	岐阜市役所低層部 4 階 全員協議会室								
B	程	(1)開会(2)教育長あいさつ(3)議事① 柳津小学校スクールバスのあり方について(4)報告① 岐阜駅北口土地区画整理事業に係る通学区域について(5)閉会								
		所属	氏 名	出欠	備考					
会長		岐阜大学教育学部教授	原田 憲一	0	1号委員					
副会長		岐阜市自治会連絡協議会	赤塚 昌紀	0	"					
		岐阜大学教育学部教授	石川 英志	0	"					
		岐阜市自治会連絡協議会	縄田 秀夫	0	"					
		岐阜市PTA連合会	小川 行宏	0	"					
		岐阜市PTA連合会	柳澤 亮	0	"					
		岐阜市小中学校長会	酒井 政彦	0	"					
		岐阜市小中学校校長会	小林 正徳	0	"					
		岐阜市議会議員	谷藤 錦司	0	2号委員					
		岐阜市議会議員	大野 一生	0	"					
		岐阜市議会議員	原 菜穂子	0	"					

	岐阜市議会議員	西垣	信康	0	"			
	岐阜市議会議員	柳原	覚	0	"			
	岐阜市議会議員	田中	成佳	0	"			
	岐阜市議会議員	浅井	武司	×	"			
	職名	氏	名	出欠	備	考		
	教育長	早川	三根夫	0				
事	事務局長	若山	和明	0				
	事務局次長兼教育立市政策審議監兼教育施設課長	長原	貴幸	0				
) 務	学校教育審議監兼学校指導課長	川治	秀輝	0				
4カ 	教育政策課長	中本	一美	0				
	学校保健課長	小栗	昌弘	0				
局	学校指導課	鷲見	裕子	0				
	教育政策課	後藤	隆徳	0				
	教育政策課	小川	奈里子	0				
配付資料	①-1 これまでの通学区域審議会で出た意見の整理 ①-2 柳津小学校の通学路について ①-3 柳津小学校 主な通学路と安全対策箇所 ①-4 H24年度 緊急合同点検時の対策箇所(写真) ②-1 岐阜駅北口土地区画整理事業に係る通学区域について(概要) ②-2 土地区画整理事業 施行前(現町界) ②-3 町区域変更(現町界⇒新町界)							

〇会議の内容

日程1,2 開 会、教育長あいさつ

事務局次長

皆様、おはようございます。事務局次長の長原です。

只今から、平成26年第1回岐阜市立小学校及び中学校通学区域審議会を 開催いたします。なお、本日は浅井 武司委員が欠席のご連絡をいただいて おります。

会議に先立ち、教育長が皆様にご挨拶申し上げます。

教育長

(教育長 挨拶)

事務局次長

ありがとうございました。続きまして、日程3に入りたいと存じます。こ こからは会長の司会進行でよろしくお願いいたします。

会長

それでは平成26年第2回岐阜市立小学校及び中学校通学区域審議会の 次第に従い、進行を努めさせていただきます。

まず、議事に入る前に「岐阜市審議会等の会議の公開に関する要領」第3条第2号の規定に基づき、本会議の公開又は非公開について、現在、傍聴希望者が来られているようですのでお諮りします。

本会議につきましては、何ら非公開とすべき議事がございません。したがって、本会議を公開すると決定してよろしいか。

(異議なし)

会長

異議なしと存じますので、本会議を公開といたします。

なお、会議は公開でありますので、「岐阜市審議会等の会議の公開に関する要領」第5条の規定に基づき、本会議の会議録は公開いたします。各委員におかれましては、その旨ご承知おきください。

日程3 議事

「柳津小学校スクールバスのあり方」について

会長

それでは議事①「柳津小学校スクールバスのあり方」について審議を始めたいと思います。

事務局から説明お願いします。

事務局次長

(事務局次長 説明)

会長

続きまして、前回、第1回審議会を踏まえて、柳津地域協議会から新たな資料として、スクールバスに対する柳津小学校PTAのうちバス利用者のスクールバスに係るアンケート調査が提出されました。

説明のために柳津地域振興事務所の本審議会への参加を認めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長

それでは柳津地域振興事務所より説明お願いします。

柳津地域振興事務所長

(柳津地域振興事務所長 説明)

会長

ありがとうございました。

柳津地域振興事務所のほうでスクールバスを利用されているPTAの 方々の意見をまとめられ、説明いただきました。ここまでで、ご意見・ご質 問等ございましたらご発言ください。

なお、柳津地域振興事務所は説明の補足がある場合のみ、挙手の上、発 言願います。

委員

アンケートの集計の見方ですが、バス利用者が143名で、アンケート配布数115名というのは、どういうことですか。

柳津地域振興事務所長

バス利用児童は143名ですが、中には、兄弟もございます。同一世帯については、1枚で集計したらどうかということで、配布枚数が、同一世帯の子についてはかぶっておりますので、少なくなっています。

委員

わかりました。

会長

兄弟がいたということですね。

委員

資料集の1ページの「これまでの通学区域審議会で出た意見の整理」の内容について確認ですが、「②柳津地域からの意見に対して」とあります。その中で、左側の四角が「柳津地域協議会からの意見」で、右側が「通学区域審議会の意見」ですが、欄外の下に書いてある意見は、誰の意見ですか。

事務局次長

前回までの通学区域審議会の協議の中で出てきた委員の意見としてまとめさせていただきました。

委員

「バスには市の予算が使われており、寿命が来たら廃止では理解が得られない。」というところと、右上の枠内も通学区域審議会の意見ということですか。

事務局次長

右上の枠内は、過去の通学区域審議会で主に柳津地域から来ておられる委員さんから過去、通学区域審議会で出された意見として書かせていただきました。

委員

通学区域審議会で出た過去の柳津地域からの意見ですね。

事務局次長

はい。

委員

わかりました。

委員

例えば、柳津小のスクールバスの問題は、柳津小学校以外の岐阜市の小学校、中学校との公平性の観点から問題になりますが、可能性として、市内の他の学校を柳津小のスクールバスに合わせる方向で、公平性を保つことは検討されているのか、その可能性があるのかをお聞かせいただいてよろしいでしょうか。

事務局次長

他の地域でのスクールバスの運行については検討しておりませんし、運行 する予定も今現在はございません。

委員

何か運行できない問題があるからですか。

事務局次長

今現在、徒歩・その他の手段で普通に通学しており、特に、スクールバス を運行しなければならない理由はないと考えています。

委員

例えば、他都市を見ると、通学距離4kmにこだわらずに、4km未満で もスクールバスを運行されているわけですよね。

事務局次長

前回、県内他都市の状況の資料を出させていただきましたが、バスが運行されている場合、通学距離4km以上を対象にして運行されていて、その中で、4kmに満たない児童生徒も利用している状況でございました。

委員

他都市では、柳津小と同様の条件でスクールバスを運行されているところもありますが、岐阜市としては、公平性を保つためには、柳津小のスクールバスを廃止するしかないという考えでよろしいでしょうか。

事務局次長

前回、県内他都市の状況の資料を出させていただきました。県内他都市の場合、通学距離4km以上ある児童が居るということで運行しており、なおかつ利用者としては、4kmに満たない子も利用している状況があると説明させていただきました。岐阜市として、今現在、他地域にスクールバスを運行する予定はありません。

会長

確認しますと、岐阜市では、通学距離が 4 k m以上の小学校が 2 校ありますが、そこもスクールバスを運行していないということですね。 県内では、通学距離が 4 k m以上の児童がいる学校で、スクールバスを運行しており、そのなかで、 4 k m未満の子も乗っているということですね。

岐阜市としては、公平性を保つために、柳津小に合わせて、市内他校でスクールバスを運行する考えは今のところないということでよろしいでしょうか。

事務局次長

はい。

委員

事務局に確認させていただきたいのですが、柳津町は昭和34年の合併時からスクールバスを運行しておりますが、岐阜市は過去に合併した以前に、スクールバスはあったのか、それとも1校もなかったのですか。

事務局次長

知り得る限りでは、岐阜市が過去合併してきた中で、スクールバスを運行 したということはございません。

委員

合併前の町村においてもなかったということですね。

委員

少しお尋ねしたいのですが、資料集の3ページ、一番上に「現在の登下校の状況」とありますが、一番下の「〇」に「学校としては、特に危険な箇所があると認識していない。」と書かれています。しかし、アンケートの4ページを見ると、「⑥その他」の三つ目に、「約15分田んぼの中の何もない道を歩くことになる。」、7ページの8つ目、「市街地とちがい、人の目に届かない所を歩くということが危険だと思います。どうかその辺を分かってほしいです。もしも自分の子供が・・・ということを考えてほしいです。」という意見や、9ページの上から3行目、「一度、子どもの通学路を下校時間に1人で歩いてみてください。どれほど不安なものかを実感してみてください。そしてその道を自分のお子さんが歩くことを想像してみてください。」とあり、3カ所にわたり、非常に危険な箇所がありますよとアンケートに出てくるわけです。

ところが、資料集の3ページは、「学校としては、特に危険な箇所があると認識していない。」とあり、学校の判断と親御さんの判断に、大きな乖離があると思うのですが、この点についてどのように理解したらよろしいでしょうか。

事務局次長

学校として出てきている考えは、交通の安全性の上での危険箇所という判断で出てきております。人がいないとか、暗いというような危険性ではなく、交通の安全性という認識で出してきています。

委員 交通の安全性というと。

事務局次長

例えば、交通量が多く、歩道が狭く危険だとか、見通しがきかず危険だなどの交通の危険性という意味で学校は意見を出してきています。通学する上での交通の危険性で意見を出してきており、保護者の方からは、暗い、人通りが少ないという意味で出てきている意見だと思います。

委員 要は、学校はハード面でということですか。歩道が整備されていますよ、 信号もありますよ、ということですか。

事務局次長 | 通学する上での交通面ということです。

委員

交通面と通行面がどう違うのか分かりませんが、親さんの意見と学校の意見は違っていて良いということですか。文面を見る限り、「学校としては、特に危険な箇所があると認識していない。」と書かれていたら、客観的に見ると、これは安全で、子どもたちが一人で歩いても大丈夫だよ、と捉えられてしまいます。

事務局長

学校サイドとしては、通常の通学路として、他の学校と比較しても、特段 危険な箇所がないように通学路を指定しているという意味で書いてありま す。

一方で、PTA の方から、誰もいないところを通る、確かにそういったところもあるかもしれませんし、ひと気のないところもあるかもしれません。ただ、そういうところは、皆さんと一緒に見守り活動などをお願いしていきたいということで進めているところです。

これは単に学校からの意見ということで、当然これですべて通学の安全性を網羅しているというわけではないと思います。

委員 こちらのアンケートを見る限り、本当に子どもたちの安全が一番重要視さ

れなければならない問題です。このように非常に心配する親さんの意見に対して、3ページの「学校としては、特に危険な箇所があると認識していない。」という認識をしているとなると、親さんの不安と学校側の判断はかなり違うのかなと思ってしまうのですが。

事務局長

誤解を招くような表現だったと思います。学校の判断が完全だということはありえないと思いますので、当然、地域の方へ通学の見守りなどもお願いする必要があると思います。ただおっしゃられたように、基本はハード面として、他の学校と比べて、特段危険がないような通学路を指定しているという意味で、書かせていただいています。これで、すべて完璧ですということを主張したいという意味ではないということでご理解いただけませんでしょうか。

委員 少し危惧するところです。

会長 整理しますと、歩道がないとか、信号が付いていないといった意味での危険な箇所がないと学校が言われたが、実際は、田んぼの暗い道を歩くなど保護者の心配もあり、それは認識のずれなのか、観点の違いなのかというところだと思います。

委員 補足をよろしいでしょうか。委員がおっしゃったのは、スクールバスの利用が一番多い高桑地域から出ている要望です。現在、スクールバスを運行していますので、他の学校で形成されている見守り隊もありません。従って、歩くとなると、数キロは田んぼの中の農道を帰ってくるわけです。週に何回か集団下校があり、親が非常に心配しているということです。

学校の意見は、おそらく車がどんどん行き来するような所ではないという ことだと思います。

もし、スクールバスの運行がなくなれば、当然、子どもの見守り隊を設置していかなくてはなりませんが、現在のままバスが無くなってしてしまうと、親は大変心配だということで、アンケートに書かれていることを理解してください。学校の認識が間違っているとかいうことではありません。

委員 文言を見る限りでは、何か危険な個所があると読み取ってしまいます。

委員 車が多く通るところではないから安全と、学校は認識しているということですよね。

委員 勘違いしていけないのは、実は、このアンケートは利用者の声を聞いてい

るわけです。利用者の親御さんは、スクールバスがあった方がいいに決まっています。

今我々は、岐阜市全体の中の教育行政という中のバランスをどう考えるか について話をしているわけで、その答えがいわゆる地域協議会から当審議会 に出された2月10日の申し入れではないかと思います。

このあたりをたたき台にして審議しないと、今から個々の意見を聞いていてもいかんと思います。

そのなかで、ポイントとなるのは、「万が一の場合にはできる限りの猶予期間の運行を要望いたしますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。」その一点だけです。

一方で、先ほど言われたような、地域の見守り隊だとか、地域の受け皿作りが、果たしていつまでにできるのかなどの協議がされていないことに一抹の不安を感じます。それは同時並行でやられるべきものだと思います。そちらも審議せずしておいて、「その判断は平成28年3月31日までに出されるべきであると考える」という答申案が出てしまっています。こういうものの進め方は、あまり当審議会にかけている意味があまりないと思います。

例えば、地域のこういう要望に対して、行政としては、こう考えているというような答えが用意しているのですか。他の地域から言わせると、こういう不安を抱えている地域は、柳津だけはなく、たくさんあると思います。それをすべてその通りだとなると、例えば、公衆トイレ、休憩所、水飲み場などハード面の整備も含めて、大変なことになると思います。できるものと、そうでないものと区別しないといけません。要望を読むと、なるほどそのとおりだなと思うこともあるのだけれど、一方で冷静に考えると、そればかりではないなと思うところもあります。

この審議はかなり、時間かけてやってきているわけですから、そろそろ結論を出さなければならないということだと思うのですが、行政サイドの地域協議会からの申し入れに対して何らかの見解はあるのか、ないのか、お尋ねしたいと思います。

事務局次長

通学路の安全については、この3月に学校に対して、新年度の通学路をどうするか報告されるよう通知を出す予定です。地域、警察、保護者の方に入っていただいた合同点検を平成27年度の7、8月に実施し、改善しなければならない部分については、改善していきます。今までも、点検は実施しておりますが、新しく通学路を設定し直すことも考えられますので、その点について、改善していきたいと考えています。

会長 その他、ご意見等ございませんか。

柳津小学校スクールバスについては、前回の審議会で、柳津地域協議会か

ら提出された意見書を踏まえて、協議しております。今回、事務局からは過去の審議会での意見を含め、論点整理をするとともに、通学路に対する教育委員会の取り組みについてもまとめていただきました。

一方、柳津地域協議会から新たな資料として、スクールバスを利用されている柳津小学校PTAの意見をアンケート結果としてご報告いただきました。 今回は、前回の審議会でも方向性が示されたとおり、答申を出したいと存じます。これまでの審議経過を踏まえた答申案をお手元に示させていただきましたので、委員の皆さまにはご審議いただきたいと思います。

要旨としては、柳津小学校のみがスクールバスを運行させている合理的な理由があるとは言えない点。もう一つは、「スクールバスは柳津地域振興事務所で所管している状況を鑑み、振興事務所によるスクールバス廃止に向けた検討が、平成28年3月31日までになされるべきである」と考える点。「通学路の安全対策について、保護者、学校のみならず、地域の協力を得て、安全を確保する体制を作るべきである。」という点。以上3点が書かせていただきました。

それでは答申案について審議を始めたいと存じますが、その前に、これまで柳津町自治会連合会長の縄田委員には審議に参加していただき、地元としてのご意見を頂いてまいりました。意見書を出していただいた柳津地域協議会の委員でもありますが、このまま議事に参加していただいて特に問題はないと考えております。確認のため、お諮りしたいと思いますが、審議に参加していただくということで、よろしいでしょうか。

(異議なしと声あり。)

委員

会長

会長
それでは、この答申案について、ご意見いただきたいと思います。

細かいところで恐縮ですが、「記」の2段落目に、「最も遠い場所からの通 学距離でも約3.5 kmであり、上記補助金制度の対象にもあてはまらない」 の「にも」の「も」は、3.5 kmが対象に入らないこと以外に理由がある のかどうか、これだけで読んでいくと、「にあてはまらない」になるのでは ないかと思いますが、「も」とあるのは、他に理由があると受け取れます。

事務局次長 対象にならないことだけを述べておりますので、「も」は必要無いかと思います。

文法上の助詞の使い方の問題かなと思います。紛らわしいのはやめた方が よいと思います。 委員

読まれた方が、他の要素にあるのに、書かれていないと思われるといけないかなと思い、理由、根拠はしっかりとした方がよいと思います。

会長

他の委員の方はどうでしょうか。取った方がすっきりしますか。

委員

「上記」との間に本当は、「従って」や、「ゆえに」が入るのだろうけれど、 それは書くのがくどいからということだと思います。だから「も」を入れる と、他に理由があると類推させますので、取るべきだと思います。

会長

わかりました。それでは、「も」を取りましょう。よろしいでしょうか。

委員

答申の結論を確認したいのですが、記書きのすぐ下の段落、「特段の支障がないものとして支援は行っていない。」のが一つの理由ですね。その下に、「スクールバスを運行させている合理的な理由があるとは言えない。」が2つ目の理由です。その下の「廃止に向けた検討がなされるべきであり、その判断は地域自治区の設置期限である平成28年3月31日までに出されるべきである。」が結論でよろしいでしょうか。

行の区切り、空白の出し方が、少し読み取り難くしていると感じます。

会長

そうですね。

委員

だから、これは3つの結論を書いているのではなく、ひとつの結論を言いたいがために、2つの理由が述べられているということでよろしいでしょうか。その下の段落が、「それに伴って」安全を確保するということが言いたいのですよね。結論がはっきり分かる区切りがよいかと思います。

審議会の答申の出し方として、廃止すべきであるとは言わないのですか。

会長

柳津地域振興事務所が所管してバスを運行しており、その地域振興事務所が平成28年3月31日までは存続するけども、それ以降はそれまでのような事務所機能は無くなるであろうということです。そこまでは、スクールバスを運行し続けながら、地域振興事務所で廃止に向けた検討がなされるべきである、というところです。ただ、やめろということではなく、地域振興事務所がある限りというところでの結論ということです。

委員

答申の最終的な結論としては、「スクールバスの廃止に向けた検討がなされるべき」ということが、通学区域審議会の答申の結論ですね。その結論が明確になるような書き方がよいですよね。

事務局次長

3段落に分かれているため、かえって変な感じということですか。

委員

上の2つの文章は、結論に至った理由で、結論として書きたいところは、 1点だけですよね。

答申案のような結論でよいと思いますが、通学区域審議会としては、いつ 廃止するかは明記せず、地域自治にお任せするという考えですか。

これは3月31日までに結論を出すということでしょうか。例えば、平成32年までに廃止するという結論でもそれを指すということですか。そこが曖昧なので。もし、3月31日をもって廃止するということなら、こういう書き方をしないと思います。

委員

ただ、バスは柳津地域振興事務所の事業になっているわけで、学校が運行しているわけではなく、地域が運行しているものに対して、当審議会がそこまで踏み込んでよいかというのは難しいところだと思っています。ただ、これは大人の了解で、3月31日までに廃止をしなさいよということだと理解していますが、違うのでしょうか。

委員

3月31日までに結論を出せばいいように見えます。

委員

そういう意図なのですか。違うでしょう。

委員

読みようによっては、そう読み取れます。

委員

逆に、私の説明したような読み方にしか読めません。

事務局長

まず、スクールバスの所管、運営は柳津地域振興事務所で行なっています。 教育委員会として、スクールバスの運営はしていない。これは大前提です。

柳津地域が合併前から運行しているバスが今まで存続しているという状態がある中で、岐阜市全域の中での公平性を考えたときに、地域振興事務所としても10年が経つ中で、存続したいけれど、岐阜市との公平性の観点を踏まえて、教育委員会が所管する通学区域審議会で、方向性について、ある一定の答申がほしいということで諮問したという経緯があります。その中で、答申を出すときに、委員がおっしゃられたように、いつまでに廃止しなさいというのは答申しづらいのではないか、すべきではないのではないかと思います。ですが、ある程度の期限は、明確に示すべきであろうということで、平成28年3月31日までに、結論は出すべきではないかと書かせていただきました。

ただ、想定されるのは、その時までに、廃止という方向で検討されるべき

ではないかという意図はこの答申に含まれていると事務局は解釈しております。明確に書き切ってはいけないのかなという考えを反映した案です。

委員

もっと早めに結論を出されるだろうということですか。この3月31日に 結論を出して、明日から止めますというのもおかしいです。

事務局長

内容に応じた時期までには当然結論を出していただく必要があるかと思います。

委員

ですから、さきほど説明があったように、この3月に合同点検を行い、通学のあり方を含めて、地域等で検討していただくと言っているわけです。

まだ1年間あるなかで、当然、親御さんの理解も必要であり、一定の移行期間が必要だと思います。では何年頃を目途に結論を出すかはっきりしないといけないので、それは平成28年3月31日までに整理するということだと思います。当審議会としては、3月31日までに、一定基準を出すべきだという答申を出すだけだと思います。

会長

ただ、バス存続という回答でいいのかどうかは問題かなと思いますので、 廃止に向けた検討としております。バス廃止の代わりにどういう措置を取る か、前もって考える期間も考慮して、3月31日まで運行するわけではなく、 もう少し前に廃止するということも含めた検討と理解しているわけです。

委員

柳津地域振興事務所は、平成28年3月31日で廃止ですか。

柳津地域振興事務所長

合併時に岐阜市と柳津町が交わした協議書がございまして、その中で、合併前の柳津町を地域自治区として、平成28年3月末の期限をもって設置するということになっております。これが一つの大原則で、柳津の地域自治区については、平成27年度をもって設置期限を迎え、終わることになっています。事務所のあり方については、今協議をしており、最終的な結論はまだ出ておりません。

事務局長

ここで協議する話ではないと思います。

委員

今は、地域振興事務所がスクールバスを運行しているわけです。地域振興 事務所がなくなれば、当然、それ以降は、運行できないということですよね。

委員

逆に、その時までに、結論を出しておかないと、宙に浮いてしまうという ことですよね。 会長

答申に書かせていただいた「廃止に向けた検討がなされるべき」の、その検討は何かというと、子どもの安全を守るために、どういう措置を施すのかも一切を含めた検討であって、存続するかどうかではないというニュアンスを出しております。

委員

存続の余地はないということですよね。

委員

一番最後の段落の「安全対策については、十分に対策がとられなければならない。」と断言しておりますが、この効力というか、どこまで対策がとられなければならないのかをお伺いしたいです。保護者、学校のみならず、広く地域の方々の協力を得て、ということですが、教育委員会へ当審議会が答申を出した後、誰が対策を取っていくのか、教育委員会がやっていくのか、地域振興事務所がやっていくのか、どういうメッセージになるのかお伺いしたい。

会長

書かせていただいた意図は、保護者や学校だけではなく、警察などに働きかけるということも含め、教育委員会が保護者、学校だけではなく、すべてを広く、地域の方々の協力を得て、安全を確保する体制を作るべきだと書かせていただきました。

委員

教育委員会がというところですね。

会長

ただ、教育委員会が信号をつけるわけではありませんので。

委員

この答申案を見てみますと、まず、柳津小学校の場合、もっとも遠い場所から云々と書いてあるところで、合理的な理由があるとは言えないということで、バスの運行について否定をしているわけです。

次の段落で、スクールバスの廃止に向けた検討をなされるべきであると、 平成28年3月31日までを目途にして出したらどうかと。

3点目に、それに伴いということで、いろいろな安全対策について検討してくださいとなっています。

この3点にまとめられていると思いますが、柳津地域振興事務所の方にお 尋ねしたいのは、実際にこの3点目の安全対策等について、これから約1年 間で、しっかりとした対応ができるのかどうかお伺いしたいです。

それから、どんな対応をされるのかについて、これはいろいろあると思います。2月10日に提出された柳津小学校スクールバスのあり方についての「記」以降にいろいろ書いてありますが、例えば、通学路のスピード規制の

問題、或いは、学童への安全教育の問題、場合によっては、防犯カメラ等の 設置の問題、それから、今の防犯灯基準の見直し等の問題、パトロールの強 化、これは子どもの安全上で、警察官、青パト、巡回パトロール、地域の見 守り隊、そういったいろいろな問題もあると思います。

また、登下校についても、集団登下校をどのようにするのか、安全対策として詰めていかなくてはならない問題もあると思います。そういった問題をしっかりと整備しないと、やはり、地元の方にご理解いただくのはなかなか難しいのではないでしょうか。

平成28年3月31日を目途にとなると、そういった様々な対応が果たしてできるのかどうか、その辺りを現地の柳津地域振興事務所の方にもご意見を伺ってはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

柳津地域振興事務所長

まず、私ども地域振興事務所は、柳津地域地区の皆さんの意見を伺いながら、市としての仕事を進めております。今回も、いただいた結論をもって、私どもは地域の皆さんに説明しなければなりません。今回、PTAへの説明会のときに、なぜ、今まで見守り体制を手掛けなかったのかという意見を数多く寄せられました。私どもの責任はありますが、やはり、スクールバスを運行している状況で、それはできなかった、ということを説明いたしました。

答申をいただけば、当然私どもの責任として、地域の団体等への働きかけをして、協力を呼びかけることになります。私どもも、子どもたちの通学路についての状況把握を詳細にはしていないので、学校やPTAと十分連携を取りながらやっていかなければならないと思っていますが、どれくらいかかるかというのは、今の状況では、具体的には申し上げられません。

道路整備については、予算等の関係があり、調査をしてから、どれくらい かかるかということもありますので、今この場で、平成28年3月末までに できますとは答えられません。

会長

バスを廃止したけれど、安全対策はできていないのは最悪ですので、安全 を確保する体制をつくるべきだということを強く書かせていただきました。 他にありませんでしょうか。

委員

設置期限というのは、自治区の設置期限とくるのですが、これは柳津地域 振興事務所の設置期限が3月31日で、そのもとで、地域自治区の設置期限 が同じ日だということですか。設置期限の位置が、事務所の方にくるのか、 自治区の方にくるのですか。

事務局次長

あくまで、設置期限として決まっているのは、地域自治区としての設置期限が決まっています。その地域自治区を協議するための機関として、地域協

議会がございまして、その事務を執行するところとして、地域振興事務所があるという関係です。期限として決まっているのは、地域自治区の設置期限が明記してあるということです。

会長 それではお諮りしたいと思います。本日ご審議いただきました答申案、文面でいいますと、2つ目の「対象にも」の「も」を削除し、「対象にあてはまらない」と訂正したいと思います。この答申案を教育委員会に提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしと声あり)

会長 それでは、改めて、会長である私より、教育委員会に対して答申させていただきますので、よろしくお願いしたいいたします。

日程 4 岐阜駅北口土地区画整理事業に係る通学区域について

会長 つづきまして、報告事項としまして岐阜駅北口土地区画整理事業に係る通 学区域について、事務局から説明お願いします。

事務局 (学校指導課長説明)

会長 ありがとうございました。岐阜駅北口周辺の土地区画整理事業が実施され、町界変更に伴い、通学区域に関する規則を整理するということです。 報告事項でありますが、これに関してご意見等ございましたらご発言頂きたいと存じます。

委員 このように境界が変わるということは教育委員会と都市建設部と協議の うえで実施し、教育委員会の意見が入っているのでしょうか。区画整理によ って通学する学校が変わる子どもがいた場合、区画整理に教育委員会の意見 は反映されるのかと思いまして。

事業は都市建設部で行なわれており、基本的に町名変更に関しては都市建設部から連絡をいただくということになっています。今回でいきますと、必ず関係のご家庭には教育委員会として説明に行きます。説明に行ってご了解を頂くのが筋ということです。

委員 境界はまず都市建設部で決めて、その後で教育委員会が動かれるということですか。

学校指導課長

左様です。

会長

ありがとうございました。土地区画整理前後で混乱の生じることが無いよう、地域への十分な周知をお願いします。

日程 5 閉会

会長

その他、ご意見・ご質問等ございませんか。

ご発言がないようですので、本日の審議会はこれにて閉会とさせていただきます。皆様方のご協力により会議を終了することができました。ありがとうございました。